

第2回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和2年8月13日（木）13時30分から16時00分

2 開催場所 大津市役所 新館7階特別会議室

3 出席委員（18名）

1番	高谷	久美子	委員
2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	浅野	美江	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（0名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 土地改良事業参加資格交替申出（3条2項）について

議案第5号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と「令和2年度の目標及

- びその達成に向けた活動計画」について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
- 報告第5号 相続税納税猶予の適格者証明書について
- 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第7号 大津市農政審議会委員について
- 報告第8号 広報誌「みどりのこだま」について

8 事務局

事務局長 事務局次長 係長 主査 主査 主査

9 議事概要

事務局長 お待たせをいたしました。

皆様おそろいいただきましたので、ただいまより第2回の大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

まずもって新型コロナの予防という観点から、体調管理票の提出であったりマスク、手指消毒等、いろんなことをご協力をお願いしております。申しわけございませんが、よろしく願います。なお、換気が必要ということで、冷房のききが悪うございますが、窓も少し開けてやらせていただきます。会議については、なるべく短時間で効率よい運営をとということで、ご協力のほどよろしく願います。

まずそれでは、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、皆様、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱については、従前から議席番号順にお願いをしており、本日は議席番号1番高谷久美子委員に先唱いただきますので、皆様、以後一齐にご唱和のほどよろしく願います。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。お座りください。

本日の定例総会の進行についてでございますが、事務局の職員の説明の関係で次第と少し順番が変わるところがございますが、まず前半については農地係が担当する議案についてご審議をいただき、若干の休憩を挟みまして、後半については農業振興係が担当する議案についてご審議をいただく形で進めさせていただきます。よろしく願います。

定例会、会議全体の司会進行につきましては副会長の輪番制となっており、議案の審議につきましては大津市農業委員会の会議規則第5条の規程によりまして、会長に議長をお願いすることとしております。よろしく願います。

いたします。

本日の司会は、北部地域の副会長でございます。

それでは、開会に当たりまして、副会長からご挨拶をよろしく申し上げます。

副会長

皆さん、こんにちは。

大変暑い日が毎日続いておりますけれども、本日の総会がスムーズに進みますようにご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

では、よろしくお願いいたします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って、簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに変更設定をお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

3番 大伴 四郎左衛門 委員

5番 安井 善次 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の和邇南浜及びNo.2の小野につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いします。

委 員 No.1とNo.2についてですが、8月6日に現地確認を推進委員2名と私とで確認しに行きました。

No.1については、現状も田んぼをされているので、特に問題はないかと思えます。ただ、No.2については、現状ヨシが生えている状態で、先ほど事務局から説明があったとおり、許可はしても、許可書は草を刈ってからじゃないと交付しないということですので、それでご審議いただければと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 すいません。今の件につきまして、一部ヨシが残った状態ということで、事務局のほうの不手際もありまして、そうした状況で議案として提出させていただいておりますが、きちっと措置としてやられるというところの確認をしっかりと事務局で行った上で許可させていただくということでご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

議 長 わかりました。

続きまして、No.3の伊香立上在地町につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員 No.3の伊香立上在地町の件ですけども、この田んぼはもともと譲受人のところから昔から小作をされており、この田んぼも家の真横ですので、譲り受けされても何ら問題はないと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.4の真野普門2丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員 今回、ここが真野普門2丁目の〇〇番ですけども、この田、その下の田は、これは区画整理されていて、引き継ぐ地番が3つあります。これは合筆されまして1枚の田です。

それと、その下の4筆ありますけど、これも1枚の田で、合筆されて1枚の田になっていますし、今現在これは両方とも耕作されていますし、主な耕作者に聞きましたら耕作していくという意思がありますので、別に問題ない

と思いますけども、審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 続きまして、No.5の藤尾奥町につきまして、地元委員よりご意見を
 願います。

委 員 本件は、8月5日、推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。
 譲渡人は高齢のため耕作はできないということで、隣地に接する譲受人が
 5年ほど前から既に雑草防除のため無償にて借りて、そこで耕作をされて
 おりました。そういう状態の中で今回売買の話が持ち上がりまして、ち
 ょうど自分の土地と地続きでありますので、1枚の畑になりますので、
 耕作の効率も上がりますので、買い取ろうという話になりましたので、
 この方が買われるほうがよいと思われます。よって、本件は何も問題
 もなく施行しますので、よろしくご審議いただきますようお願いしま
 す。
 以上です。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
 No.1は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
 No.2は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
 No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.4 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.5 は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る7月27日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお願いします。

委 員 7月27日に、ただいま事務局から説明のありましたとおり、一日立会させていただきます。

No.1 の関津3丁目でございますけれども、申請人の家が真横にあり、入っていく市道もありますし、その市道自体がちょっと狭い道ですので、申請人が露天駐車場として使うという目的で申請されたところです。周りにも田んぼもありませんし、問題はないと思います。

No.2 の枝3丁目でございますけれども、これも事務局の説明がありましたとおり、今家が建っておりますけれども、その隅っこのほうに畑がありまして、そこに今度、建物を建てるのに転用するということでございましたので、ここも周りに何も影響するものはありませんし、問題はないと思います。

それで、No.3 の芝原1丁目でございますけれども、ここも、27日に立ち会いしてしまして、旦那さんが亡くなられて、奥さん一人で農業従事者ということで、今度息子さんがそのところへ帰ってくるということで、転用の目的として家を建てて一緒に住むということでございますので、若い人が帰ってこられるということはいいことだと思いますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

No.1の関津3丁目及びNo.2の枝3丁目につきましては、地元委員より一括してご意見をお願いします。

委 員

今、事務局並びに一日立会委員のほうからご説明がございましたように、No.1、No.2ともに私どもとしては何ら問題ないというように判断いたしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.3の芝原1丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委 員

私は、今回初めての農業委員ということで、新しいことばかりでたまげているということで、皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることになると思ひますけども、粉骨砕身の精神で頑張つてまいりますので、どうかよろしくお願ひします。

このたびの案件につきましては、ご報告がありましたように、去る7月27日に一日立会委員と、それから地元推進委員とともに立ち会いをさせていただきました。

説明は重複する部分があると思ひますけども、位置的には昔からの芝原町内の北の一番奥のほうに位置しています。今回、息子さんが相続された土地ということで、実家に戻つてこられるということで、ここに自分の家を建てるという話です。ところが、この土地は、現況は宅地のように見えますけども、地目が畑になっています。それで不一致になっているということで、ここにもありますように、顛末書が添付されているということです。家の建築に当たっては、切土とか盛土とかの造成はしないということで、現状のまま使うということで、周辺の農地、隣接の住宅とかに排水とか色々そういう問題はないというように現地を確認いたしました。

以上です。よろしく審議のほうお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議 長

ご意見もないようですので、お諮りします。

No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る7月27日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお願いいたします。

委 員 No.1の大石曾東2丁目の件でございますけれども、この図面、写真が載っているとおり、昔から公衆用道路と法面が農地になっていたということで、それを持っておられる譲渡人が譲受人に今まで維持管理していただいておりますけれども、もうこれを譲受人に譲り渡すということで、管理は譲受人が今までされておられたものでございますので、何ら問題はないと思います。

No.2の関津3丁目の件ですけれども、先ほどの4条申請がありましたところと同じところで、譲渡人が譲受人に田んぼの一部を譲り渡すと。この譲受人は、この説明の写真の中に1軒ぼつんと載っていますけれども、この景観がいいところでここに家を建ててわざわざ住まれたということで、景観が変わることが嫌だということでこの土地を購入され、そのまま庭園として使うということでございましたので、一応開発工事とかそんな話は何も出ませんで

したので、問題はないと思います。

No.3の上田上牧町の件ですけれども、この件は大戸川の県道のつけかえ道路の工事現場の横でありまして、前回にこの土地を〇〇というところが借られて資材置き場にされていたようですけれども、一旦返され、この写真に載っているように美しくされておりました。今度また工事を受注され、その土をまた同じところへ置きたいということで再申請されたようです。返されるときは、またきれいにして返して、ということだけ言っておりましたので、何ら問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

No.1の大石曾束2丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委 員

私も初めてなのでよくわからなかったのですが、事務局の方2名と一日立会委員、それと私と推進委員で7月27日に現地立ち会いをさせていただきました。

見ていただければわかりますように、資料の28ページの上の写真ですが、ここは道路の法面となっております、所有者は京都に住まわれているので管理ができないということで、譲り渡されるということで、特に何の問題もありませんでした。

審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の関津3丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委 員

先ほどの4条申請と同じく5条申請でございますが、この土地につきましては、その位置図なりを見ていただきましたらわかりますように、駐車場の隣の土地という形でございます。そこにつきましては、盛土も何にもないということで、農地部分のままで庭園にするという形でございますので、何ら異議はないというふうに私は考えますので、皆さん方のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、No.3の上田上牧町につきまして、地元委員、ご意見をお願いいたします。

委 員

この案件は、今ご報告がありましたように、去る7月27日に一日立会委員と地元推進委員、そして私の3人と、あと事務局の方々と立ち会いさせてい

ただきました。

説明が重複する点があるかと思えますけども、大きく見て、位置的には新名神高速道路の草津田上インターの南東、距離が5 kmぐらい、位置的に見ますとそうなるかと思えますけども、大戸川沿いの谷合いの小さな農地です。それで、ここの大戸川ダムの関連で県道の付替工事がされているのですが、本体工事は昨年終わったと。ですけれども、今回はその附帯の側溝とかの工事が必要ということで、前回と同じように、この場所に工事資材を一時仮置きするという話です。

工事業者も前回と同様の業者さんで、産廃とか排水とかの問題もなく、現状されていますので、今回も同じように施工されるというふうに考えられます。ということで、問題はないことを一応確認いたしました。

ということで以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
それでは続きまして、議案第4号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第2項）について、このことについて本定例総会の議決を求め
る。令和2年8月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第4号 土地改良事業参加資格交替申出については許可することに決定いたします。
ここで一旦議案の審議を終了します。
司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは続きまして、報告案件です。
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第4号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、報告第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

副会長 ありがとうございます。
以上をもちまして報告案件を終了します。
そのほか、本日特にこれはということがありましたらお願いします。

(なしの声)

副会長 ないようでございますので、それではこれもちまして農地係の案件は終了します。
これによって暫時休憩とします。2時50分から再開とします。

(休 憩)

議 長

それでは、再開します。

議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

ただ今の説明について、ご意見がございましたらお願いいたします。

< 特になし >

議 長

それでは、意見のある方、追加の目標値等の提案をいただける方は、今月中に事務局までお願いします。

9月の役員会で協議、精査し、来月の総会に提案したいと思います。

議 長

以上をもちまして、議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長

それでは、つづきまして、報告案件です。

報告第7号、「大津市農政審議会委員について」、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

副会長

次に報告第8号、広報誌「みどりのこだま」について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

副会長

それでは、次にその他の事項に移ります。

農業委員・推進委員の地区割について説明ください。

<事務局、資料に基づき説明>

副会長

地区割については、只今、事務局から説明があった内容でよろしいでしょうか。

7月20日以降、既に従来の地区割りにより現地立会い等がされております。

変更のあった区域の委員は、当面、変更されたことを知らずに立会い等

を求めてくることがあるかと思いますが、委員会の事情での変更でありますので、恐れ入りますが丁寧な対応をお願いいたします。

ありがとうございました。

以上を持ちまして第2回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたしました。

農業委員に始めて任命され、事実上の初めての総会での進行役でした。皆様のご協力で、終了することができました。お礼申し上げます。

議事録署名委員

議 長（橋本 正和 委員） 印

委 員（大伴 四郎左衛門 委員） 印

委 員（安井 善次 委員） 印